

## ●香川県告示第57号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が当該家畜の死体について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和7年3月21日

香川県知事 池 田 豊 人

### 1 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

### 2 実施する区域

香川県全域

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

（1）牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。

（2）死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛

### 4 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 検査の方法

エライザ法による検査